

鳥取県地域自立支援協議会第1回権利擁護部会 6.13

(中嶋課長補佐) 鳥取県障がい福祉課の中嶋です。定刻の14時となりましたので、令和5年度鳥取県地域自立支援協議会第1回の権利擁護部会のほう開催させていただきたいと思います。それでは開会に先立ちまして、障がい福祉課長中野のほうから一言御挨拶のほう申し上げます。

(中野課長) はい。障がい福祉課長の中野です。皆様こんにちは。本日はお忙しい中、お時間いただきましてありがとうございます。権利擁護部会の今年度の第1回ということになります。昨年度初めて権利擁護部会を始めて、そこから2回目ということになります。本日の中身は多岐にはわたっているのですけれども、前回議論など踏まえまして、もう少し掘り下げた形で議論できればなと思っています。また、段々ところフォーカスを絞って行って各論の部分っていうのも引き続き議論を深めていければと思いますので、引き続き、探り探りで非常に恐縮ではございますが、ぜひ皆様より忌憚なき御意見のほどいただければと思います。本日はどうぞよろしく願いいたします。

(中嶋課長補佐) そうしましたら本日の議事、先ほども申し上げましたが、4つ議題のほう設けさせていただいております。前回の部会で次回以降はフォーカスチェックということで申し上げたのですけども、今回も全体のほうさせていただいて先ほどのとおりフォーカスの、次回以降により絞ったところで議論のほうさせていただきたいと思います。この点について御了解いただけたらと思います。

そうしましたら本日の資料ですけども、資料1～5、あと参考資料1、2ということで次第に記載のとおりお配りのほうしておりますので、読み上げのほうは割愛させていただきます。また本日、出席者につきましてもお配りしております委員等名簿、こちらのほうをもって御紹介と代えさせていただきたいと思います。それでは早速議題のほうに移らせていただきたいと思います。ここからは部会長の植村部会長のほうに進行のほうをお願いできたらと思います。植村部会長よろしく願いいたします。

(植村部会長) よろしく願いします。声は聞こえてますでしょうか。そうしましたら、まず、光岡さんのほうから一言お願いいたします。

(光岡委員) はい。皆さんお疲れさまです。光岡でございます。さっき課長のほうからもお話あったように、前回に引き続きの議題になりますけども、それぞれの項目について様々な課題があると認識していますので、その一つ一つについては今後取り組むこと、解決を図ることを絞っていきたいと思うのです。その中で優先順位をつけないといけないかもしれませんけども、次回以降で具体的な話ができればと思うのと、協議会の委員改選が来月で3年間の任期が終わる方もおられると思いますし、新たな人選になると思われまので、この権利擁護の分野について次期障がい者プラン計画とか、福祉計画の中でも盛り込んでいくべきこととかもそれぞれの委員の方であれば、ぜひ今日の機会に御発言いただければというふうに、私は思っているところです。以上です。

(植村部会長) はい、ありがとうございました。では、まず議題の1のほうに移りたいと思います。まず、議題の1は成年後見制度についてです。資料については事務局さんのほうから御説

明願えますでしょうか。

(中嶋課長補佐) はい。事務局中嶋です。そうしましたら私のほうから資料の1ということで各市町村の成年後見制度、成年後見に関する事業の実施状況ということでまとめさせていただきましたので、こちらのほう説明させていただきます。この資料は各市町村の、国の補助事業で地域生活支援事業というのがございまして、この中で各市町村のほうが成年後見に関する事業のほう行っております。大きく3つございまして、まず1つ目が成年後見制度利用支援事業ということで、これ成年後見制度の申立てに要する経費、例えば登記手数料ですとか、鑑定費用といった、そういった経費への支援ですとか、後見人等への報酬など、こういったものを支援する事業となっております。

次に、2つ目が成年後見制度の法人後見支援制度ということで、法人後見実施のための研修ですとか、その活動が安定的に実施するための組織体制の構築、あるいは適正な活動をするための支援ですとか、そういった取組に対して支援を行う事業でございます。それで、3つ目が成年後見制度普及啓発事業ということで、例えば普及啓発のための研修会の開催ですとか、パンフレット、ポスターなど、こういったものを作成によって普及啓発をする、そういった事業に対する支援でございます。各市町村の今、申し上げた事業の実施状況ですけれども、こちらの一覧のほうにまとめております。これ令和3年度の実績になりますけれども、令和4年度もほぼ同じような形で実施をされておられます。各市町村によって若干まちまちな部分はありますけれども、状況としてはこういった状況になります。資料1の説明については以上となります。

(植村部会長) はい、ありがとうございます。では、今日御出席いただいております鳥取市さんのほうと米子市さんのほうから、具体的に取り組んでいらっしゃる状況についてお話いただけたらと思います。まず、鳥取市さんのほうからお願いできますでしょうか。

(稲垣オブザーバー) 鳥取市では成年後見の支援事業につきましては年々報酬なんかも増えておりまして、令和4年度で46件の支援とそれから報酬として約1,200万円弱の報酬を支払っております。それから申立ての費用についても数年に1回、1件ぐらいの申出があってその支援もしておりますし、市長申立てのほうも大体平均4件か5件、年間に行っております。

(植村部会長) はい。では、続けて米子市さんのほうもお願いできますでしょうか。

(橋本委員) はい。米子市の橋本です。米子市のほうでは、大きいところでは令和4年度から組織体制の話なのですけれども、成年後見制度の権利擁護に関わる中核機関というところで福祉政策課っていうところが中核機関として機能しているというところがございます。成年後見に関わるいろいろな相談や、調整のほうも、その中核機関である福祉政策課というところが行っております。ちょっと今日その職員は来ていないのですけれども、実際の4年度の相談の実績等々の数字を聞いてきましたので、それをお伝えしようと思います。それと同様に総合相談窓口っていうものを令和4年度から米子市ではつくっております。いろいろな相談をジャンル問わず受け付けているところなのですけれども、そこで全ての相談事が成年後見制度って権利擁護のほうにつながるわけではないのですが、年間で見ると数十件の成年後見に関わるような相談が寄せられている。実績としましてはその中から市長申立てということで、令和4年度は7件上げているというところがあるということがございます。もちろん先ほど説明にもありましたように利用支

援事業であるとか、後見の支援事業、それから啓発のほうの事業なんかのほうもその中核機関である福祉政策課を中心に行っているというところがございます。米子市からは以上です。

(植村部会長) はい、ありがとうございます。成年後見制度につきましては利用しておられる方々とか、新聞等々でも出ておりますが、高齢者の方は成年後見制度使っていらっしゃる方多いようですけど、障がいのある方についてはなかなか数字的なものが伸び悩んでいるというようなことも報道されております。この辺につきましては皆様の何か御意見とか、そういうものが、他の町村の方でも結構ですし、何かございませんでしょうか。はい、光岡さんどうぞ。

(光岡委員) はい。まず、資料1のこの見方というか、捉え方なのですが、取り組んでおられる事業の実績とか、内容っていうのは置いといて、それはそれでまたいろいろ課題があるのでしょうか、とりあえずこの事業に向かうというか、取り組むっていうことでいうと、この表を見る限り、これ3年度の実績ですけれども、米子市と大山町が全ての事業に取り組んでおられるということで、それで、逆に、東部のほうで2つの町と中部で1つの町はどこにも取り組んでおられないっていうふうに読めるのですけれども、県としてこの事業がその米子市や大山町のように全て取り組んでいただく、取り組めるようになるっていうのが目標ではないのかというふうに思うのですが、その点はいかがでしょう。

(植村部会長) はい、今、県のほうでどのような形で取り組んでいらっしゃるのでしょうかということがありましたが、いかがでしょう。

(中嶋課長補佐) そうですね。基本的には成年後見制度ですので取り組んでいただきたいというような意向はあるのですけれども、特に絶対にやってくださいというところまでは今現状としては、話していないところです。事業自体も一応任意事業というところで地活事業の中では位置づけをされておりますので、あとはその市町村さんの判断になるという部分はあります。

(植村部会長) はい、ありがとうございます。今日、御出席で成年後見ネットワーク倉吉の松村さん、お見えになっていると思うのですが、いかがでしょう。

(松村オブザーバー) はい。中部の成年後見支援センターの松村といいますけれども、この3年度の実績表ですね、私が理解しているところでは、成年後見制度利用支援事業は県下の市町村全てがやっておられるというふうに聞いていますけれども、これは障がい福祉課のほうで福祉保健課のほうと照合しとられますか。中部では三朝がやってないことになってはいますけれども、そんなはずがないと思うのですが、そこの1点を、確認をいただきたいなということです、この資料については。

併せて、利用支援事業については平成10年に始まって以降ですね、そもそも市町村でやってないところがあるとか、障がい関係と高齢者関係とでそれぞれ分かれるので、いろんな経過があったのですけれども、現在、国の利用促進の基本計画の中でも問題になっていますのは、あくまでも市町村が実施主体なので、この制度を利用するに当たって、助成の基準が様々だということが問題になっていまして、全国的にこれをどうするのか見直しが行われているところ、検討が行われているところです。

県下でもこの辺りは、例えば中部1市4町にしてもそれぞれ助成の基準が違うので、その方が住んでおられる市町村によって、この利用支援事業が使えるか、使えないかの差が出ていると、

その辺りを県としてどうしていかれるのかというのが1つの課題かなというふうに思っているところです。続けていいですか。利用支援事業のことだけに関して、以外のことでよろしいですか。

(植村部会長) はい、どのようなことでしょうか。

(松村オブザーバー) この成年後見制度の利用については、これも平成10年以降の経過から、高齢者の認知症の方への適用は多いのだけど、障がいのある方についてのこの成年後見制度の利用については非常に低調だなということがあって、育成会はじめいろんなところで、特に若年性の障がいの方についてのこの制度の利用についていうことを働きかけもしてきたところなのですが、冒頭にありましたとおり、なかなか障がいのある方のこの制度の利用に積極的に結びついていないというところがあるのですが、その1つが、いわゆる児童の障がい分野から大人の、者の障がい分野に移るときの、そこの相談支援機関の連携ですね、行政も含めて。

もっと具体的に言うと、そもそも特別支援学校を卒業すると、それで保護者の方がまだしっかりしとられればいいのですが、例えば児童養護施設ですとか、障がい児の施設に入とられるっていえば家庭で見ることができないという、そういう児童になるわけですが、そういう子供たちが社会に出ていくときに、やっぱりこの後見制度を使うべきかどうかの検討が私は必要だというふうに思っています。

実際に私のとこで受けているそういう方も、そもそもお金の計算ができない。それで就労されても、福祉的就労か一般就労は別として、自分の入ってくるお金と出るお金の収支の計算ができない。そういう問題を抱えながら、社会に出た後で、現場で問題になって後見制度を使うか使わないかっていう議論になるのですが、もっと早くそういう検討をする場があってもいいのではないかということになると、障がい福祉課あるいは児童保護のほうの担当の県の部署ですね、あるいはこれ教育委員会のサイドとも関係することなので、その辺での課題の共有、あるいは具体的に、その辺をどういうふうにしていくのか、そういう検討がぜひとも必要ではないかなというふうに思っています。長くなりましたけど、以上です。

(植村部会長) はい、ありがとうございます。ほかに御意見とかありますでしょうか。

(光岡委員) すみません。植村さん、いいですか。さっき最初に言ったことなのですが、県庁からの話にあったみたいに、これが任意事業であるとか、市町村が実施主体であるとか、それはもちろん知ってはいます。ただ、成年後見人の方にとっては、別に米子市の方であっても、ほかの町の方であってもいろんな方受けられると思うのですが、そこの住まれる市町村によって申立ての経費が、補助があるとかないとか、それから後見人等報酬補助があるとかないとかっていうのはやっぱり全県として協議、整理しないといけないのではないかなと思うのです。なので、実際にメニューとして取り組んでもらう必要があると私は思うのです。もし取り組んでもられないところがあるとすると、それはニーズを把握してないからなのか、それともニーズがあってもやらないっていう理由があるのか、その辺はきちんと把握して、もし報酬の問題だったら国にも要望するとか、いろんなところで全県として当たり前になっていますことに取り組んでもらえることをしないとイケないのではないかなと思っています。

(植村部会長) 確かにこの資料1を見ておきますと、光岡さんが言われるような、実施してい

るところとそうでないところと分かれているようですけれども、でも、ニーズがないわけでは絶対ないと思いますので、そこのところはどのようになっているのだろうなと思いますが、三朝のほうからお見えの羽合ひかり園さんのほうは、園のほうとかの成年後見の状態とかどのようになっていますでしょうか。

(三浦オブザーバー) はい。ちなみに羽合ひかり園、湯梨浜町でございまして、ひかり園のほうでは、入所の方と通所の方合わせて今73名の利用者の方がおられますけれども、そのうち後見人を利用しとられる方は13名、内訳としては保護者の方は4名と、そのほか司法書士さんや弁護士、あるいは社会福祉士の方がなっとられる方が9名という状況でございます。以上でございます。

(植村部会長) ありがとうございます。中井さんのほうのA型のほうですけど、成年後見のほうはいかがでしょうか。通って行ってらっしゃる人とか、そういう情報というのは。

(中井委員) 利用者のほうはありませんが、グループホームの方がおられまして、後見人ではないですが、司法書士、そのこの法人の代表のほうがそれに関わるようなサポートはしておられますので、後見人というところではまだありません。

(植村部会長) はい、ありがとうございます。平林さんのほうはサポートセンターうえるかむさんですが、状況的にはどんな感じでしょうか。米子のほうは成年後見、割とあるのでしょうか。

(平林オブザーバー) はい。すみません。うえるかむ平林です。先ほどミットレーベンの松村さんもおっしゃったように、この資料1の県内市町村が実施している事業のこの左側をまず見ても、利用支援事業の丸のつけ方っていうのが、恐らく、この年度に利用支援を使った人だけチェックしているような気がします。というのが、鳥取県西部の9市町村はいずれも申立て経費の補助と後見人等の報酬助成自体は予算化をされているので、もしこれを予算化していれば、細かい部分は置いといて、丸ということであれば、ここに丸がついてない境港市にしても、南部町以下、日野町、江府町までですかね、この辺りも丸になりますし、あと、右側見てもらうと、成年後見制度の普及啓発事業っていうところも、これも鳥取県西部は米子市さん含める9市町村から委託をいただいている中に、この普及啓発広報の予算も入っているんで、これも丸がついたりすると思うのですよ。

それで、ちょっと今日は県のほうで支え愛福祉局の桂さん、御出席されていないと思うのですが、私たち県内3センターの連絡会の中でも、この利用支援事業の関係は、県内の状況はどうなっているのだということで、県の桂さんが一覧表を作成されているのがあると思うのです。これが直近で令和4年度に作っていただいたものがあるので、もし、何かそういう資料が共有できるのであれば、そっちの資料のほうで正確な情報が入っているなというところもあったので、まずここに丸がないのだけでも、実際は実施をしているような状況はあります。

(平林オブザーバー) 見つかりました。ありがとうございます。今現在も、うちの法人が先日社員総会をしまして、平成24年度から法人後見の受任を始めまして、これが年度の累計で199件です。令和4年度末現在が92件ですので、約半数の方が亡くなられてはおります。類型別で見ても、うちは高齢者の方よりも知的、精神、その他障がいの方のほうで若干6対4ぐらいの割合で障がいの方が多いというような、そういった実績になっております。

(植村部会長) 障がい福祉課さんのほうで、お手が挙がっておりますが。

(中野課長) 障がい福祉課長中野です。松村さんや平林さんにいただいた点で、資料の建てつけなのですけども、これは障がい福祉関係の地域生活支援事業としてこの事業をやっている。それでかつその実績があったものっていうのを丸してもらっているっていうのがこの資料の建てつけです。つまりここから抜けている可能性があるのが、地活事業としてやってない、高齢、障がいをいっしょくたにして、市町村の任意事業的な感じでやっているものは抜けていますし、あと、制度としてあるけれども、このR3年度に実績がなかったっていうものも丸はついてないっていうのがこの資料の建てつけになります。こっちの説明が不足していて、混乱を招いてしまっているところがありまして、お詫び申し上げます。その点は事実としてはそうです。

なので、市町村のような各状況を把握するために、次は本当にどうやっているのかっていうところを、セクション超えて、かつ制度としてあるかないかも含めて、正確な調査をしたいと思いますので、今回はすみません。そういうところで御了承いただきたいというか、障害福祉サービスの地域生活支援事業として利用実績があったものっていうのを今回お出ししているというのが実態です。また、経費補助のところの高さみたいなところが違うっていう話もあったと思うのですけども、次回の調査のときはその高さの部分も含めて調査をしたいと思いますので、その点はすみません。御了承いただければと思います。以上です。

(植村部会長) はい、光岡さんどうぞ。

(光岡委員) はい。資料の建てつけのことは分かりました。もう一度整理されるということなので、取り組んでおられるとことそうでないことが分かると思うのですけど、もし取り組んでおられないところがあるとすると、何で取り組んでないのかということも含めて尋ねていただきたいというふうに思います。

(植村部会長) では、先ほど県のほうからも、今回はセクションを超えて資料のほうをとということでしたので、その辺はよろしく願いいたします。後見制度は、先ほども言いましたけれども、決してニーズがないわけではありません。ただ、成年後見そのものがなかなか一般の親御さんたちには分かりにくい部分があります。それで資料だけを見ても、普段そういうものに接していらっしゃる方にとってはとても難しいですよ。ですから、その辺のことも育成会などもそういうものをいただいたりして研修会とかもやっておりますし、少しずつでも必要な人に必要な安心が与えられるように、これからもみんなで頑張っていけないかなというふうに思います。それで、まだお話されたい方いっぱいあると思いますが、まだ3つありますので、一応この成年後見についてはここで区切りとさせていただきます。よろしく願いします。はい、どうぞ、光岡さん。

(光岡委員) 進行の具合でそういうことだと思うのですけど、すみません。その成年後見制度とか、その運用の本質的な課題のところ、少しいいのですか。やっぱり成年後見制度については、本当に成年後見制度が必要な方が利用されているのかということとか、それからその成年後見をされる後見人の資質とか力によって障がいのある人の暮らしに影響があるっていうことが、いろんな全国的な報道を見ても出てきていると思うのです。それで僕らも実感としてそう思うのです。

さっきの松村さんのお話の中でも、金銭管理の課題、どうやって支援するのかということは、

その支援事業というものも一方であったり、その周りのナチュラルな支援というのももちろんあったりすると思うのですが、そこら辺、全体的に権利擁護をどういうふうに役割分担をしていくのかということとか、それから成年後見の質の問題で言うと、やっぱり複数後見だとか、それから法人後見だとか、そういう1人の後見人に頼らないとか、任せっきりにならないようなそういう仕組みをつくっていく必要があると思うのですが、そういう話をこの部会の中でしたいなというふうに私は思うのですが。はい、以上です。

(植村部会長) ありがとうございます。私もぜひ1人の親として、今日、司会をしている者ではなくて、親として成年後見についてはいろんな側面からもっと意見が出たりして議論をしたいなというふうには思っております。はい、ありがとうございました。オブザーバーの小林様、いかがでしょうか。

(小林オブザーバー) 全く光岡さんの言われるとおりでと思います。北海道に知的障がい専門の弁護士さん、西村さんっていう方がおられます。県内の弁護士さんの中で知的障がい専門の方がおられるのでしょうか。地方でそういった司法関係だとか、権利擁護のスタッフを探すときに、北海道がよくて鳥取が悪いとかそういう意味で言っているわけではなくて、やっぱり後見人の質とか、あるいは知的障がいっていう障がいをどの程度理解されているか、本当に司法関係者の方はIQでしか、例えば知的障がいの方は理解されていないと思います、ほとんどの方は。

とすると、次の議題の意思決定支援なんかと非常に関わる部分ですよ。それで、日常的な金銭管理の問題とそれから大きな商品を買う問題と様々なので、そこら辺のクオリティをしっかり追求していかなかったら本当の意味での権利擁護にならないと思います。本当に光岡さんの今、発言されたことは本当に大切なことですし、その前にこのデータですね、先ほど任意ですよって説明があって、その後、また、このデータの建てつけの説明をされましたけど、やっぱり権利擁護の資料としては非常にずさんな資料なので、そこら辺の辺りを県のほうでしっかり出していきたいと思います。高齢者のいわゆるデータなのか、知的障がいのデータなのか、あるいは発達障がいのデータなのか。それはもっと言ったら、広報に関してもどれだけ必要な人が、まさにそうなのですよ。必要な人に行き渡らなければこの事業っていうのはあんまり意味がないわけです。

それで、広報活動に関してどの程度知っているか、再度データを取り直されるということですから、必要な人がどれぐらい知っているか、あるいは保護者の方がどの程度理解されていて、そこら辺の金銭管理の問題とか、いろんな社会的なトラブルに巻き込まれないような、どんなレベルのどんなリスクがあって、それに関して貢献性はどの程度発揮できるのか、みたいなのこの理解や認識についての併せてデータもお願いしたいと思います。以上です。

(植村部会長) はい、ありがとうございました。先ほど光岡さんの御意見のときに、小林様が随分うなずいてらっしゃったので最後に御意見をと思いました。ありがとうございます。では、次の議題の意思決定支援について移りたいと思います。これについて特に資料というのはいないですよ。

(中嶋課長補佐) そうですね。意思決定支援の概要というところで資料のほうはつけさせていただきます。

(植村部会長) では、特に県のほうからの資料の説明っていうのはありませんので、西部自立支援協議会の意思決定支援に関する取組状況というものを平林さんのほうからお話いただけませんか。

(平林オブザーバー) はい。西部の自立支援協議会で権利擁護部会という部会が令和3年度に立ち上がりまして、それで、毎年大体2か月に1回ぐらいの頻度で年6回部会を開催して、直近で大体11回ぐらい部会を開催しています。開催としてはそのような頻度ですけども、内容としてはやはりこのガイドラインっていうものが出ているにもかかわらず、私も自分の個人的な肌感覚として、現場に出てもなかなかこのガイドラインのとおりには支援っていうのが行われていないのではないかとか、そもそもガイドライン、支援する人がどのぐらい把握されているのかとか、そういったところはすごく疑問に持っていました。そういったことがあったので西部で協議会の中に部会を立ち上げようということで、現在は委員が一応10名おりまして、いろいろ入所施設の区分ですとか、通所施設、グループホームとか、通所といっても就労系もあれば生活介護というようなどころもありますし、児童の関係ですとか、訪問介護の関係、相談支援事業所っていう、そういったところからサビ管の方とか、相談支援専門員の方っていうのを中心に人選をお願いしております。

部会の中で、ここでいう意思決定支援のことっていうのは、やはりその意思決定支援会議ですね、ここを中心に回すっていうのが相談支援専門員や、サビ管であるっていうところですか、意思決定支援以外にも虐待対応の関係も、これも部会の中で取り扱うのですが、これについても、虐待の相談対応、窓口になっている方っていうのも大体相談支援専門員とかサビ管の方っていうところもあって、そういった人選をさせていただいて、今、部会を回しているんですけど、その部会の中でガイドラインのことについていうと、一応今の流れとしては、まずやっぱりこのガイドラインをみんなで勉強しようということで、継続して勉強しながら最終的にはこのガイドライン、支援する人に普及していかないといけないと思います。それに当たってはガイドライン読んでくださいというのは楽なんですけど、この字がたくさんあるものを、いきなり一から見ようとしてくださる方って非常に少ないので、もう少し内容をコンパクトにしたりして、ちょっと普及していかないかなっていうことを考えています。

それに当たっては段階的にやっていて、まずみんなでこのガイドライン読んで意見交換をして、まだしっかりしたものはないですけど、簡単なパワーポイントなり、ちっちゃい資料、A4、1枚両面ぐらいだったらいいのではないかっていうのを作ろうかって話をしています。まずはその意思決定支援のこのガイドラインを用いて各委員さんが所属する事業所ですね、事業所内の事例で実際にやってみてくださいっていうの、まずお願いをしています。ちょうどガイドラインの学習会自体は次で終了するので、次の段階としてはまずはそのガイドラインをどんどん実践して実際のケースに当てて検証しましょうっていうのをやって、さらにその事業所から事業者、法人ですよ、法人の中でもそういう横の動きを委員の方にはメッセージ的にしていただきたいということと、さらに今度は委員さんが所属していない法人の方から自立支援協議会に相談があった際に、講師派遣とかそういうことができるような体制をつくっていかうっていう、長期的にはそういう狙いを持って今、活動しているところです。

やはり一番大事なのは支援する人がこうあるべきということで支援していたことを本人さんってどんな人かっていう、本人の価値観を一番スタートに持っていく、特にどうしたいかっていうことを言葉で表出できない方っていうのは、どうしても関わる人が思い込みでやってきたところがあったと思うのです。本人さんが、お金がないけどもどんどんいろんなもの買いたくなるとか、あとは糖尿病があるけども、いろいろ食べたくなるみたいなことを、そういう状況があったときに、いや、これは危険だから駄目だっていうことが、支援する人の動きが先に出ってしまうと。何でそういうことをしたのかということをしちんと丁寧に本人に聞き、分析ができるっていう支援者の立ち位置、そこを自分たちが、それは自分たち支援者が考えていったことだよっていうことを1回立ち止まって、本人ってどんな人なのか、どう考えているのかっていうことを当たり前でできるような支援者が、そういう人がどんどん増えていくような取組ができればいいなということを書いて今、やっています。以上です。

(植村部会長) はい、ありがとうございました。意思決定支援って障がいのある人にとってとても大切なことで、これは私の感じる場所ですが、どうしても障がいのある人たちの意見っていうのよりも相談事業者さんどちらかという親御さんのほうを向くことや、支援する側の人を向いて意見を聞き取られることが多いような気がします。意思決定支援をするためにはきちっとその人との信頼関係がないとなかなか本音が伝わってこないという部分があるので、息の長い対応してもらわないといけないのかなと思うのですが、中部の支援センターの河本さん、いかがでしょうか。どのような御意見お持ちでしょうか。

(河本委員) はい。中部支援センターの河本です。よろしくお願いします。中部では、圏域の部会には権利擁護部会っていうものはまだ設置されていません、現状としては。ただ、一昨年ですね、平林さんのほうに講師をお願いして、権利擁護について協議会で全体研修を行わせていただきました。平林さん、ありがとうございました。そのときに、やはり改めて障がいのある方の権利擁護について考える機会を持ったであるとか、その研修のときには事例を通してお話をさせていただいたのですが、考えるポイントをやはり支援者側も普段から持って、支援に関わるようにしていく必要があるっていうような御意見もアンケートの結果でいただいています。なかなか具体的には活動としてはできていないところもありますが、普段の、ほかの部会ですね、相談支援部会や、そういう部会で権利擁護の部分どういうところが大切かっていう辺りを皆さんで共有しながら支援のほう考えていきたいと思っているところです。以上です。

(植村部会長) はい、ありがとうございました。オブザーバーをしていただいております垣屋様、いかがでしょうか。

(垣屋オブザーバー) アドサポのほうも中核機関を担っているので、この意思決定支援についての研修会はやっているけれども、この障がい者っていうことでいくと、鳥取の社協の基幹センターのほうも出とられるので、そこから障がい者についての研修ということで聞いてもらったらいいかなと思います。

(植村部会長) はい、分かりました。では、鳥取市さんの長谷川様のほう、いかがでしょうか。

(長谷川委員) はい。鳥取市基幹相談支援センターの長谷川です。研修ということで特にここ最近取り組んではないです。鳥取市の自立支援協議会のほうでは地域移行・権利擁護部会って

う名前で、いろいろな方が関わっていただきながら部会のほうを開催しているところです。ただ、どうしても地域移行のほうが、色が濃くなっていたなというところもありまして、昨年度からはアドサポセンターさんはもともと入ってくださっていたのですが、そこに権利擁護支援センターのかけはしさんも入っていただいて、また権利擁護の面を、力を入れていけたらということで取り組んでいるところです。

先ほどの意思決定支援のところも、話として部会の中でも手薄なところはあるのですが、平林さんが言われたような、委員の皆さんでまず勉強会を開いて、そこからこう広めていくっていうような何か具体的な取組はイメージができてなかったところもあって、すごく勉強になりました。今後また部会に持ち帰って皆さんのほうで共有していきたいと思っています。以上です。

(植村部会長) ありがとうございます。市川さんはいかがですか。

(市川委員) 福祉協会の立場として今の意思決定支援、あるいは成年後見についてもあまり話題にはならないので、自分自身としてもあまりこの場、あるいは前回から勉強になるなと思っているところですが、笑い話みたいな話としては、その意思決定支援では、例えばヘルパーさんと全盲だと、どうしてもヘルパーさんのほうに話をしているなっていうのが分かるというような笑い話にはよくなります。そういうときは自分で積極的に物を言えばみたいな話にはなるのですが、さっきの話を聞いていてそんな笑い話みたいなことも思ったりもしました。

それから成年後見についてですが、先ほどからいろいろなお話を聞いてうなずける点がたくさんあって勉強になるなと思っているのですが、視覚障がい者の場合、自分の財布の中の管理ぐらいはできると思っていますが、預金とか、カードとか、そういったことになってくるといろいろなことが関わってきて、困るというか、不便なことも多々あります。もっと言えば、子供がなくて自分が亡くなった後のこと、始末のこと、この辺りが高齢者社会にあって視覚障がい者の高齢化が進んでいるので、後の見る方がいच्छゃればいけれど、そうではない場合の処理などは問題になるなと思って我が身のこととしてもですが、考えていたところです。とりあえず以上のような感想です。

(植村部会長) はい、ありがとうございました。鳥取市さんのほうはいかがでしょう。御相談に見える方とか、その中で意思決定支援という、固い言葉ですけども、そういうような事例とかっていうのはございますか。

(太田オブザーバー) 鳥取市の太田です。お世話になります。私を知る限り、特に窓口等でそういった御相談はないかなというところですけども、この意思決定支援っていうのは国のほうも強く最近、言ってきているところもあって、うちも取り組まなければいけないなというところがあるので、先ほど基幹相談支援センターの長谷川さんもお話をされていましたが、部会のほうで研修会とかも毎年1回テーマを決めて研修会しているところがあるので、意思決定支援の研修会をしたらどうかなあというふうに、この前うちの担当のほうに話をしたようなところでして、この辺りもまずは部会のメンバーから勉強して皆さんに広めていけたらなと思っているところです。以上です。

(植村部会長) はい、ありがとうございます。米子市さんのほうはどうですか。窓口業務をしていच्छゃるとか、そういうときに意思決定支援という言い方ではないかもしれませんが、内

容的には意思決定が必要な本人さんがちゃんとされるべきことが、そうではない場合とか、そういうことはいかがでしょうか。

(橋本委員) はい。米子市橋本です。先ほど1つ前のテーマの成年後見等の絡みで1つ言いますと、障がい者支援課の窓口でも、あまり御本人さんが相談に来られるということはまれで、御家族さん親御さん、あるいは兄弟さん、そういう方々が来られるということがよくあります。そのたびに成年後見制度というものの御案内をして、平林さんのところにつなげるということはさしていただいているけれども、そこで我々が言うのは御本人さんの考えていうのは確認されていますか、そこがやっぱり基本ではないでしょうかというのを言うようには心掛けています。幾らその周りの方が、そのほうが良いというふうに思われても、御本人さんのところ、思われるところっていうのは、本当のところどうなのだろうかというところが見えないと、我々もそれ進めたほうが良いですよっていうふうにも言い難い部分がありますし、御本人さんと出会ったときにも、必ずなかなか意思の表出というのでしょうかね、難しいような方でも聞くようにはしております、難しい場合もあるのですが、そういった大事なところですので、そこについては話をしているところです。市町村の窓口ではとにかく本当にそういう方々が成年後見に向かうかどうかというところはあるのですが、そのための機会を提供するというか、そういった場を設けるっていうのでしょうかね、そういったことが大切かなというふうに考えて日々業務に当たっているところです。以上です。

(植村部会長) はい、ありがとうございます。先ほど市川さんも言われましたけれども、いろいろな障がいの方がいらっしゃるの、意思決定支援というの、先ほど市川さん言われたように、自分のことを自分である程度意思決定ができて、それを誰かにお願いをするとか、逆に知的の場合とかはなかなか軽度さんって言われる方でも、自分の意思をきちんと相手方、相談員の方、その他の方に伝えるというのがすごく難しい場合は、そのところがきちんと伝わらなければ本人の意思に反したことがたくさん起こってくるという危険性もあると思います。その辺、光岡さんいかがですかね。

(光岡委員) はい。支援者の立場っていうと、やっぱり支援者一人一人が、御本人が意思を決定できるための支援をしていかないといけないので、そのスキルを高めていかないといけないと思うのですが、これが意思決定支援の実際ですっていう、何か手本とは言わないけれど、そういうものがなかなかない中で、意思決定支援どう広めましょうって言っている状態なのかなと思っているのです。こういうふうに取り組みましたとか、こういう成果がありましたっていうものを何か示しながら、それをたたき台にブラッシュアップしていかないといけないと思うので、今の平林さんがやられている取組で実際にやってみる。それで、それを広めていくっていうもの、まずそこが上手にできると、こういうふうにするのかとか、こんな取組なのだなというのがみんなに具体的になっていくのではないかなと思っているのですけど。

(植村部会長) はい、垣屋様、どうぞ。

(垣屋オブザーバー) アドサポでは、意思決定支援のいわゆる研修は厚労省が3年ぐらい前ですかね、作っている意思決定支援のDVDが出ていて、それはちょうど知的障がい者の、もう50ぐらいの方ですかね、の方の意思決定はどうあるべきかというのをドラマにしてやっているので

すけども、そこに説明を入れたり、あるいは司会をしていくのとか、あと事業所とか、誰々を集めたら一番話やすいとか、環境と、だから意思を形成するという過程と、それから表明するにはどんな環境がいいとか、いわゆるそういうことをケース会議、いわゆる個別支援会議の中でどうやって作るのかっていうのを具体的にずっと上げているわけですね、そういうのを見ながら研修をしていました、ここ数年間は。

また、事例を上げて今、研修をしていますけども、要はああいう具体的などういふ発言を求めるとか、絶対否定はしてはいけないとか、いわゆるそういう環境を設定していくとあって、ああいう具体的な表示があるとすごくみんな分かりやすいなあっていうのはすごく感じました、この意思決定については。具体的にそういう場面を見ながら、自分たちがどうやっているのかっていうようなことを振り返っていくということ、何回も何回も実践してみないと、これはなかなか難しいなど、研修は何かさっと分かるような気がするけども、実際に個々ケースでなかなか難しい場面あるので、そういうことを地道にやっていかないといけないなっていうのはすごく感じています。

(植村部会長) はい、ありがとうございます。ほかに御意見はありますか、

(光岡委員) よろしいですか、すみません。

(植村部会長) はい、どうぞ。

(光岡委員) 私も今、西部の自立支援協議会の単位でそういう取組やっているのですが、先ほど出たように、やはり実践をたくさん積み重ねていって、ガイドラインありきでもなく、ガイドラインの中でも、ここは難しいぞとか、そういったものもどんどん出ていくといいなっていう期待も込めて今、やっているのですが、その県の協議会の中で話し合っていく中では、協議会という性格を生かすには、人材育成っていうのですかね、意思決定支援って僕も研修聞いたら何となく何かいい話聞いたなぐらいで、それで、実際、実践を繰り返して行くとか、これ意思決定支援って当たり前でずっと継続的に行われていくことだと思ってしまうので、その体制を、人材をどう育てるかという話と、その当たり前に行われる体制をどう作っていくのかっていうのと、あとはそもそも行われている意思決定支援が本当に妥当なものなのかっていう、検証するっていう、何かその辺りは協議会のような単位で県の単位とかでやっていくべきかなあと思っているので、その辺りを県の協議会の中で話し合っていけるといいなっていうのを私は思っております。以上です。

(植村部会長) はい、ありがとうございます。県の障がい福祉課さんはどうでしょうか。県のほうでお話合いということですが。

(中野課長) はい。ありがとうございます。おっしゃっていただいたとおりだと思います。私自身もこの前、別のところで鳥取市の社会福祉士の方の講義を受けて、そのときに意思決定のDVDみたいなのを講演で見たのですが、その胃瘻造設するかしないかで、その方は重度の知的で、でも食べるのがすごく好きで支援者としては胃瘻のほうが生命的には安全なのだけれども、本人としては食べる楽しみというのを奪いたくないみたいなケースが紹介されていて、そこで意思決定支援をどうするかみたいな具体的なケースがあって、やっぱりその具体的なケースから意思決定支援ってどういうものかというのを学ぶというのは非常に有益な取組だと私も感じています。

それをどういう教材でどういう場面で具体的にやるのかというところかなと思いました。恐らく支援者だけではなくて、障がいのある方の親御さんとか、あとは支援者とか、あとは行政とか、多くの人がそういうのに触れて考える機会を提供するというのがまず大事かなと思ったので、そのやり方ですね、何を使って、どういう教材を使ってどういうやり方でそういう人、知っている人を増やしていくかという部分をまずは考えていきたいなと思います。具体的なやり方、その平林さんの実践も含めて、参考にはさせていただいて、まずは始めていくというところから。今、ふわふわとしているところが現状だと思うので、まずは何かをやってみて、それで、そこからどんどんレベルアップを随時図っていくような流れかなと理解していますので、そういうアイデアをまた考えていきたいなと思いますので、具体的な部分をまた皆さんにアドバイスいただければ幸いです。

(植村部会長) はい、ありがとうございます。ほかに御意見ありますでしょうか。垣屋様どうぞ。

(垣屋オブザーバー) 今、厚労省のDVDと一緒に、様式1、2、3、4、5でしたっけ、意思決定支援のためのアセスメントシートというのを出していますよね。これ、僕ら障がい者の方では使ってはないのですが、包括、地域包括なんかでケース会議に呼ばれて行ってするときに、これ何回か使っているのです。いわゆる誰をその会議に呼ぶかとか、どういう形でその意思を形成するかとか、表明できるかとかいうようなことを、チェックシートなのです、アセスメントシートというのは。それがちゃんとできているかというようなことを形成、表明というようなところでチェックするような形になっているので、こういうのを少し参考に、どうしていいか分からないですね、我々も。それで、こういうシートがあるのでシートを満たして行って、お互いが本人も交えてなので、分かります、これ、話をするみたいな感じでやっていたりはします。

どうしても意志が表明できないというのもそこでチェックができるようになっているので、そういう場合はどうするのかというようなことを、話をしていこうみたいなことをやっているのですが、本当になかなかこういうものが本当あれば、そこを少し基準として考えていけるのかなというのを思ったりもしています。なかなか難しいことですが、1つこういうのも参考になるのかもしれないなど、もっといいものがあればどんどん紹介してもらって、それでみんなでチェックしながらやっていけたらいいかなという具合には思います。以上です。

(植村部会長) はい、ありがとうございます。障がい福祉課さんのほうからお手が挙がっておりますが。

(中野課長) ありがとうございます。今、垣屋様に紹介いただいたのはあれですか。今、調べたらその後見人等対象とした意思決定支援研修というやつで、DVDもあってアセスメントが1～5まで様式があるという、分かりました。それで、これってどっちかというところリーガルの方向けなのかなと今、思ったのですが、内容として御家族とか、福祉関係の職員とかも見て理解できる内容なのか、もう少し平易なものが必要なのか、そこら辺の御感覚ってどういうのをお持ちでしょうかというのだけお聞きできればと。

(垣屋オブザーバー) DVDはすごく分かりやすい、事業所が見たら本当に分かりやすいなというDVDだと思います。それで、様式1～5というのはとってもハードル高いなと思います